

指定居宅サービス事業者

指定介護予防サービス事業者

指定相当第 1 号事業者

介護老人福祉施設事業者

指定の手引

令和 8 年 8 月

旭川市福祉安心部指導監査課

旭川市健幸保健部保健所医務薬務課

1	はじめに	3
(1)	概要.....	3
(2)	指定の有効期間について	3
(3)	指定申請を行う前に事前の確認が必要なポイント	3
(4)	吸収合併及び吸収分割等に伴う運営法人変更の場合の新規指定について	3
(5)	同一所在地で2サービス以上の事業を行う場合	4
(6)	指定申請に係る申請書等の押印廃止	4
2	指定申請の手続について	5
(1)	指定申請のスケジュール	5
(2)	事前協議及び申請書等の提出先	6
(3)	手数料について	7
(4)	手数料の額	8
(5)	提出部数	9
(6)	作成方法	9
(7)	電子申請届出システムについて	10
(8)	申請書等の様式について	11
	※申請時の注意ポイント	12
	※E メールアドレスについて	12
(9)	審査の結果について	13
(10)	その他	13
3	記載方法及び留意点	13
(1)	指定申請書	13
(2)	付表	14
(3)	付表別添（添付書類・チェックリスト）	14
4	添付書類の説明	15
5	老人福祉法に基づく届出について	20
6	サービス別添付書類一覧	21
(1)	訪問介護、指定相当訪問型サービス	21
(2)	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	22
(3)	訪問看護・介護予防訪問看護	23
(4)	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	24
(5)	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	25
(6)	通所介護、指定相当通所型サービス	26
(7)	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	27
(8)	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	28
(9)	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	29
(10)	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	30
(11)	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	31
(12)	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	32

（13）介護老人福祉施設	33
7 加算について	34
8 業務管理体制について	35
（1）事業者（法人）が整備する業務管理体制	35
（2）事業所等の数え方について	35
（3）法令遵守責任者について	35
（4）法令遵守規程について	36
（5）業務執行の状況の監査について	36
（6）届け出なければならない事項（介護保険法施行規則第140条の40）	36
（7）業務管理体制に関する届出書の提出先（介護保険法第115条の32）	37
（8）届出が必要になる場合、届出様式及び届出の期限	38
9 生活保護法の指定介護機関の指定について	39
10 関係法令	40
（1）基本法令	40
（2）事業者関係	40
（3）保険給付・介護報酬関係	40
【参考書類1 申出書】	42
【参考書類2 新規指定申請意思確認書】	43

※令和6年6月改正の主な内容

（1）介護報酬改定に伴い、様式及び添付資料を変更しました。

※令和7年1月改正の主な内容

（1）電子申請届出システムによる受付開始に伴い、説明事項を追加しました。

※令和8年8月改正の主な内容

（1）旭川市手数料条例の改正に伴い、手数料の額を変更しました。

1 はじめに

(1) 概要

介護保険サービス事業所として新たに事業を開始しようとする事業者は、介護保険法に基づき、旭川市の指定を受ける必要があり、旭川市が定める次の条例等の基準（以下「指定基準」という。）を遵守しなければなりません。

＜関係条例等＞

- ・旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年旭川市条例第 29 号）
- ・旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 25 年旭川市条例第 32 号）
- ・旭川市指定相当第 1 号事業等の人員、設備及び運営並びに指定相当第 1 号事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）

※ 指定基準は、厚生労働省で定めている省令を基に旭川市で条例化したもので、国で定める基準とほぼ同じ内容です。

指定を受けようとする事業者は、上記の指定基準及び関係法令等（39 ページ）の内容を十分に理解した上で、指定申請を行ってください。

(2) 指定の有効期間について

指定の有効期間は、指定日から **6 年間**です。

例えば、令和 8 年 4 月 1 日に指定を受けた事業者の場合は、有効期間（満了日）は令和 14 年 3 月 31 日です。また、指定の効力は指定有効期間の終了までに更新しなければ失効となります。

(3) 指定申請を行う前に事前の確認が必要なポイント

介護保険法に基づく指定介護サービス事業者等は、原則、法人である必要があり、また、法人の定款の目的に実施する事業の根拠となる法律名称及び事業名称などを適切に記載している必要がありますので事前に確認してください。

（例）・介護保険法に基づく居宅サービス事業

- ・介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ・介護保険法に基づく第 1 号事業

(4) 吸収合併及び吸収分割等に伴う運営法人変更の場合の新規指定について

運営法人が変更になる場合は、事業所を廃止し、新たに新規指定申請を行う必要があります。ただし、吸収合併や吸収分割に伴う運営法人の変更の場合は、申請書類の一部を省略できる場合がありますので、事前に御相談ください。

※ サービスの種類によっては、事前協議等が必要となる場合がありますので、余裕を持って御相談ください。

※ 介護保険最新情報 Vol.862（令和 2 年 8 月 3 日付け）をあわせて御確認ください。

吸収合併等に伴う運営法人変更の場合の必要書類一覧

※吸収合併等で事業所の職員に変更がない等、吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合に限り、次の必要書類を御提出ください。

〈廃止手続きについて〉

○廃止届

※指定申請書と別に提出される際は、吸収合併・吸収分割の内容が確認できる資料を添付してください。

○老人福祉法に基づく廃止届

〈新規指定手続きについて〉

○指定申請書（第1号様式）

○履歴事項全部証明書（申請時及び吸収合併・吸収分割後）

※申請時には、吸収合併・吸収分割後の履歴事項全部証明書を提出する旨の確約書（任意様式）を提出してください。

○吸収合併・吸収分割等の契約書の写し

○手数料に係る領収書

○老人福祉法に基づく開始届又は設置届

（５）同一所在地で２以上の介護サービスの事業を行う場合について

① 事業所番号について

事業所番号は、原則として、事業所ごとに付番しますが、同一法人が同一所在地において他の事業所の指定を受ける場合、特例として申出により同一の事業所番号を使用することができます。

同一の事業所番号を希望される場合は、指定申請時に御相談ください。

※事業所番号は、介護報酬の請求を行う際に必要です。請求事務を踏まえた上で、事業所番号を検討してください。

② 事務室の配置について

事務室は他のサービスと共通で使用できますが、サービスごとに専用の事務スペースが必要です。図面に机のレイアウト等を記載し、どの部分がどのサービス専用の事務室なのかを明確にしてください。

（６）指定申請に係る申請書等の押印廃止

指定申請に係る申請書類等への押印は不要です。

2 指定申請の手続について

(1) 指定申請のスケジュール

事前協議	申請受付	指定日
指定日の2か月前の15日まで	事前協議終了後～2か月前の末日	毎月1日

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月1日を基本とします。

※具体的な事業所指定スケジュールの日程については、旭川市ホームページを参照してください。

ホーム＞ 事業者向け＞ 健康・福祉・子育て・学校＞ 高齢者・介護保険＞ 申請・届出＞ 介護サービス
事業者向けトップページ＞ 3-1 新規指定及び指定更新について＞ 居宅サービス事業者に係る新規
指定及び指定更新について

(例) 6月1日に指定を受ける場合のスケジュール

4月15日まで	事前協議終了から 4月30日まで	5月1日から 5月31日まで	6月1日
①事前協議終了 ②「新規指定申請意思確認書」 受付	③納付書発行及び手数料納付 ④申請書等受付	⑤書類審査 ⑥現地確認	⑦指定

① 事前協議（指定日の2か月前の15日までの実施が必須。15日が休日の場合は翌開庁日まで。）

事前協議に来られる際は、必ず事前に電話にて日時の予約をお願いします。予約のない場合は、担当者不在等により対応できない場合があります。

なお、サービスの種類によっては時間を要する場合がありますので、指定希望日に指定を行うためにも日程に余裕を持って御来庁ください。

○事前協議で持参するもの

- ・ 登記事項証明書（※既に旭川市で同一の事業を行っている場合等は省略可）
- ・ 平面図（各室の面積が確認できるもの）

○事前協議における確認事項

- ・ 申請する事業者に法人格があるか
- ・ 定款等の目的に、申請する事業を実施する旨の記載があるか
- ・ 使用する建物が、介護保険関係法令に基づく設備基準の要件を満たしているか

※ 事前協議の時点でこれらの要件を満たしている必要はありませんが、指定時に満たしていなければ指定が受けられません。対応に時間や費用を要する場合がありますので、早めの対応をお願いします。

※ サービス種別によっては、建築基準法、消防法等関係法令に適合している必要がありますので、必ず関係窓口にも並行して御相談ください。

② 新規指定申請意思確認書受付

③ 納付書発行及び手数料納付

新規指定申請意思確認書を受け付け次第、納付書を発行しますので、納期限までに手数料を納めてください。

④ 申請書及び添付書類の受付（指定日の2か月前の末日まで。末日が休日の場合は翌開庁日まで。）

担当者不在等により対応できない場合がありますので、申請書等の提出で御来庁される際は必ず事前に電話にて日時の予約をお願いします。

⑤ 書類審査

提出していただいた指定申請書及び添付書類を審査します。

なお、内容確認のため、電話や文書により照会させていただくことがありますので、申請する事業者は必ず申請書類の副本を控えておいてください。

⑥ 現地確認

設備基準や指定要件が満たされているかを確認するために実施します。

（２）事前協議及び申請書類等の提出先

旭川市福祉安心部指導監査課（介護担当） 〒070-8525 旭川市 7 条通 9 丁目 旭川市総合庁舎 4 階 TEL 0166-25-9849 FAX 0166-26-7733	旭川市健幸保健部保健所医務薬務課 〒070-8525 旭川市 7 条通 9 丁目 旭川市総合庁舎 4 階 TEL 0166-25-9815 FAX 0166-26-7733
・訪問介護、指定相当訪問型サービス ・（介護予防）訪問入浴介護 ・通所介護、指定相当通所型サービス ・（介護予防）短期入所生活介護 ・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・（介護予防）福祉用具貸与 ・特定（介護予防）福祉用具販売 ・介護老人福祉施設	・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）短期入所療養介護 ・介護老人保健施設 ・介護医療院

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の指定申請は個別に対応しています。

※令和 7 年 1 月より、電子申請届出システムにより指定申請書類の提出が可能となりました。（事前協議等については、従来どおり、窓口、郵送又は FAX での提出とします。）

(3) 手数料について

事業所の指定申請におきましては、申請された内容を審査する必要があり、受益者負担の適正化の観点から、手数料を負担していただいております。

① 手数料の納付

手数料は、次の手順により旭川市が発行する納付書により納めていただきます。

ア 事前協議の終了（旭川市）

イ 「新規指定申請意思確認書」を提出（事業者→旭川市）

※新規指定申請意思確認書の様式は、旭川市のホームページに掲載しています。

ウ 納付書発行（旭川市→事業者）

エ 指定金融機関にて手数料を納付（事業者）

オ 領収書の写しを添付の上、申請書等を提出（事業者→旭川市）

② 手数料の免除

以下の場合は、手数料が免除されます。詳しくは担当課までお問合せください。

ア 居宅サービスと同一事業所内で一体的に実施される介護予防サービス、指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービス（以下「介護予防サービス等」という。）の指定申請を同時に行う場合の介護予防サービス等の新規指定の申請の審査に要する手数料

イ 空床利用型の（介護予防）短期入所生活介護の申請の審査に要する手数料

※注意 審査の結果、指定等を行うことができない場合であっても手数料は返還できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) 手数料の額

令和 8 年 10 月申請分（令和 8 年 10 月 1 日以降に申請書類を提出した分）から、
納めていただく手数料が次のとおり改正されます。

単位：円

サービス種類	手数料（～R8.9.30）	手数料（R8.10.1～）
訪問介護	20,000	20,800
（介護予防）訪問入浴介護	20,000	20,800
（介護予防）訪問看護	20,000	20,800
（介護予防）訪問リハビリテーション	20,000	20,800
（介護予防）居宅療養管理指導	20,000	20,800
通所介護	25,000	25,800
（介護予防）通所リハビリテーション	25,000	25,800
（介護予防）短期入所生活介護	25,000	25,800
（介護予防）短期入所療養介護	25,000	25,800
（介護予防）特定施設入居者生活介護	25,000	25,800
（介護予防）福祉用具貸与	20,000	20,800
特定（介護予防）福祉用具販売	20,000	20,800
介護老人福祉施設	45,000	46,000
介護老人保健施設	70,200	76,000
介護医療院	70,200	76,000
指定相当訪問型サービス	20,000	20,800
指定相当通所型サービス	25,000	25,800

※手数料改正に伴う注意点※

- 申請書類の提出日が基準日です。新規指定申請意思確認書の提出日、手数料の納付日などが基準日ではありません。
- 申請書類を令和 8 年 9 月中か 10 月中のどちらで提出するかによって手数料が異なります。申請書類の添付書類として手数料に係る領収書写しの添付が必要となるため、申請書類が提出される前に担当課で納付書を作成し、申請する事業者に発送する必要があります。申請する事業者において、申請書類を提出する月が確定できない場合、納付書を作成することができないため、新規指定申請意思確認書を提出していただいた後、申請書類の提出時期をあらかじめ確認させていただきます。

（５）提出部数【電子申請の場合を除く】

申請書、添付書類ともに 1 部提出してください。

※申請書類は、正副各 1 部を作成し、正本を提出の上、副本は申請する事業者において保管してください。

（６）作成方法

① 作成方法

申請書及び関係書類は、申請日現在で作成してください。

＜主な作成書類＞

書類の種類	様式	備考
指定申請書	様式第一号（一） 様式第三号（四）	詳しくは 21 ページ以降の「サービス別添付書類一覧」を参照してください。
付表	付表一号（一）～（一五）	
添付書類	標準様式ほか	

※ 追加書類について

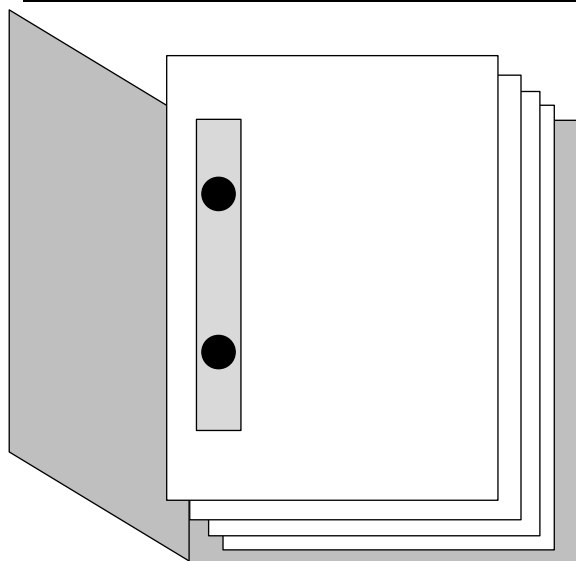
厚生労働省等の通知等により必要となった書類がある場合及び提出書類により内容が十分に把握できない場合等は、必要に応じて、書類の追加提出を求める場合があります。

例えば、人員配置における兼務がある場合は、兼務先事業所等の「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」や組織体制図の提出を求める場合があります。

② 編纂方法等【電子申請の場合を除く】

申請書類は原則として A4 判とし、「添付書類一覧表」の順番に並べ、必ず紙製フラットファイルに綴って提出してください。

フラットファイル規格	紙製 A4 判（A4-S） 2 穴
------------	-------------------



添付書類一覧表の順番に
並べて綴ってください。

(7) 電子申請届出システムについて

令和 6 年度介護報酬改定において、介護サービスに関する申請届出について、原則として厚生労働省の運用する電子申請届出システムにより行うこととされ、旭川市においても、令和 7 年 1 月より受付を開始しました。

電子申請届出システムによる申請方法等につきましては、旭川市ホームページにて説明しておりますので、以下のページを御確認ください。

(掲載場所)

ホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て・学校> 高齢者・介護保険> 申請届出> 介護保険サービスに係る電子申請届出システムについて

(URL)

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d080642.html>

電子申請届出システムの利用が困難な場合は、従前の方法により提出することも可能です。

なお、電子申請届出システムを利用する場合であっても、指定申請に係るスケジュールや添付書類等は従前と変わりませんので、本手引を参考に行ってください。

【事前準備】

電子申請届出システムを利用するためには、事前に次の登録等を行う必要があります。詳細は、上記ホームページから御確認ください。

① GビズIDの作成

電子申請届出システムを利用するに当たっては、あらかじめ「GビズID」(法人・個人事業主向け共通認証システム)を取得することが必要です。

② 登記情報提供サービスの登録

登記情報提供サービスは、登記所が保有する登記情報についてインターネットを使用してパソコンの画面上で確認できるサービスです。

申請時に登記事項証明書(原本)を提出する代わりに、同サービスで発行された照会番号を旭川市に通知することで、旭川市が登記情報を確認することができます。

（８）申請書等の様式について

申請の際に必要な添付書類は、サービスごとに異なりますので、「サービス別添付書類一覧（21 ページ～33 ページ）」を参照してください。

【様式等の取得方法について】

次の①又は②の方法でインターネットにより様式をダウンロードしてください。

【指導監査課担当サービス】

①以下のアドレスをブラウザに直接入力して、必要な様式を取得してください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d079508.html>

→「3 新規指定及び指定更新について」→「3-3 様式等」「居宅サービス事業者等の新規指定・指定更新に係る申請書類について」から必要な様式を取得してください。

②旭川市ホームページ（<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>）を参照

→画面右上のMENUを選択して **事業者向け** を選択

→画面中段の「健康・福祉・子育て・学校」ジャンルの中から **高齢者・介護保険** を選択

→ **申請・届出** を選択

→ **介護サービス事業者向けトップページ** を選択

→「3 新規指定及び指定更新について」→「3-3 様式等」「居宅サービス事業者等の新規指定・指定更新に係る申請書類について」から必要な様式を取得してください。

【医務薬務課担当サービス（医療系）】

①以下のアドレスをブラウザに直接入力して、必要な様式を取得してください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/p001728.html>

→「変更届・事業所の指定申請・指定更新・廃止・休止・再開等の様式」の「新規指定の様式及び参考様式」から取得してください。

②旭川市ホームページ（<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>）を参照

→画面右上のMENUを選択して **事業者向け** を選択

→画面中段の「健康・福祉・子育て・学校」ジャンルの中から **高齢者・介護保険** を選択

→ **申請・届出** を選択

→ **介護保険事業者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院）の皆様へ** を選択

→「変更届・事業所の指定申請・指定更新・廃止・休止・再開等の様式」の「新規指定の様式及び参考様式」から取得してください。

※ 上記①又は②によっても様式の取得ができない場合は、指導監査課、医務薬務課まで御連絡願います。

※申請時の注意ポイント

申請時点で、必要な人員を確保できており、かつ、基準に適合した建物設備等が確保されていなければなりません。

あわせて、事業者の指定を受けるに当たっては、介護サービス等に係る制度や基準、様々な要素を十分把握した上で進める必要があります。

さらには、労働関係法令や建築、消防関係法令などの他法令への理解も必要です。

指定を受けた後も、運営指導などにより、**指定申請の内容に虚偽があったことが判明した場合や、関係法令や指定基準を遵守した事業運営がなされていないことなどが判明した場合には、行政指導又は事業所の指定取消などの行政処分が行われる場合があります。**

また、指定後に指定基準を満たさない状況になった場合は、行政指導や介護報酬の減算が行われることもあります。

事業者は、指定基準及び介護保険法以外の関係法令（労働基準法、消防法、建築基準法等）を十分に確認し、理解した上で指定の申請を行ってください。

※E メールアドレスについて

担当課から各事業所への連絡等の方法は、基本的に担当課ホームページに掲載し、必要に応じて電子メール（Eメール）を活用して行います。

指定を受けた事業所においては、随時、担当課ホームページの閲覧確認とEメールの受信状況の確認をお願いいたします。

以上のことから、**指定を受ける事業所につきましては、必ずEメールアドレスを担当課まで御連絡いただきますとともに、Eメールアドレスを変更した際も必ず届出をお願いします。**

Eメールアドレスについては付表に記載する欄がありますので、記載漏れのないようお願いします（14ページ参照）。

当該Eメールアドレスは、個人用ではなく、事業所連絡用としてのEメールアドレスを記載してください。

（９）審査の結果について

審査の結果、指定に必要な要件を満たすと認められた場合は、指定を受けたサービスの種類、事業所の名称、事業所の所在地、事業所番号、指定年月日、指定有効期間などが記載された「指定通知書」を送付します。

なお、申請書に係る書類の差し替え等で期間を要した場合、御希望の指定年月日までに「指定通知書」が送付されない場合がありますので、御了承ください。

※ 指定は原則として、毎月 1 日です。指定日から事業開始が可能です。

（１０）その他

- ① 必要書類を揃えた上で提出してください。必要書類が揃っていない場合は、受付できないことがあります。
- ② 申請書類は郵送でもかまいませんが、修正等が必要な場合であっても旭川市から原則、申請書類の返送はいたしません。
- ③ 申請に当たり、御相談や御質問がある場合、又は申請書を持参される場合は、担当者が不在の場合もありますので、事前に電話等で来庁予約をお願いします。

３ 記載方法及び留意点

（１）指定申請書

- ① 指定申請書は各サービス共通です。ただし、総合事業用は別様式ですので御注意ください。
別紙様式第一号（一） 居宅サービス等事業者用
別紙様式第三号（四） 総合事業（指定相当訪問型サービス・指定相当通所型サービス）用
- ② 代表者職名・氏名欄は、職名及び氏名を記載してください。
（例） 代表取締役 旭川 太郎 、理事長 旭川 花子 等
- ③ 「法人番号」欄は、法人を設立登記した際に発行される 13 桁の法人番号を記載してください。
- ④ 「法人の種類」欄は、「社会福祉法人（社協以外）」、「社会福祉法人（社協）」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人（NPO）」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体（都道府県）」、「地方公共団体（市町村）」、「地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）」、「非法人」、「その他」のいずれかを記載してください。
- ⑤ 「実施事業」欄は、今回申請する事業及び既に指定申請を受けている事業について、該当欄に「○」を記載してください。
- ⑥ 「指定申請対象事業」欄は、今回指定（許可）を申請する事業に「○」を記載し、「指定申請をする事業の開始予定年月日」欄に、指定（許可）予定年月日を記載してください。
- ⑦ 「介護保険事業所番号」欄は、空欄としてください。ただし、同一の所在地において既に事業指定を受けた事業所があり、同一の事業所番号での指定を希望する場合は当該

事業所番号を記載してください。

- ⑧ 「医療機関コード等」欄は、保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合に、そのコードを記載してください。

複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

(2) 付表

- ① 指定申請に係るサービス種別ごとの様式により作成してください。
併せて指定を受ける介護予防事業については作成不要ですが、総合事業については所定の様式により別途作成してください。
- ② 事業所名称は、正式名称を記載してください。
- ③ 事業所所在地は、住居表示又は番地、ビル等の名称まで正確に記載してください。
例 旭川市〇条通〇丁目〇番地の〇
旭川市〇〇〇条〇丁目〇番〇号 △△マンション×号室
- ④ Eメールアドレスは必ず記載してください。指定後は、そのEメールアドレスに担当課等から連絡を行うことがありますので、個人用ではなく、事業所連絡用としてのEメールアドレスを記載してください。
申請書類の提出時にEメールアドレスの取得が終了していない場合は、Eメールアドレス取得後、速やかに変更届にて届け出てください。

(3) 付表別添（添付書類・チェックリスト）

- ① 指定申請に係るサービス種別ごとの様式により作成してください。
併せて指定を受ける介護予防事業については作成不要ですが、総合事業については所定の様式により別途作成してください。
- ② 「添付書類」欄の書類について、添付した場合は「新規指定申請」欄のチェックボックスにチェックを入れてください。
- ③ 「提出者（問合せ先）」欄に、当該申請書類に関する確認事項の問合せ先となる担当者氏名及び連絡先を記載してください。

4 添付書類の説明

「6 サービス別添付書類一覧」（21 ページ～33 ページ）で申請する事業に係る添付書類を確認してください。また、各書類の作成に当たっては、各様式に記載されている備考及び次の事項に留意して作成してください。

添付書類 説明 番号	書類区分	提出書類	作成上の留意事項
1	指定申請書		13 ページ 参照
2	付表		14 ページ 参照
3	付表別添（添付書類・チェックリスト）		14 ページ 参照
4	登記事項証明書又は 条例等	登記事項証明書	・ 目的に指定を受けようとする事業の記載があること ※ 少なくとも指定時までに当該事業が記載されていない場合は指定が受けられない
5	病院、診療所、薬局、 介護老人保健施設、 介護医療院、特別養 護老人ホームの開設 許可（設置認可）証等	開設許可（設置認可）証等の写し	【病院又は入院施設を有する診療所の場合】 医療法第 27 条に規定する構造設備についての使用許可証の写し 【薬局の場合】 医薬品医療機器等法第 4 条第 1 項に規定する開設許可証の写し 【その他の診療所の場合】 医療法第 7 条第 1 項又は第 8 条に基づく開設許可証等の写し 【介護老人保健施設の場合】 介護老人保健施設の開設許可証の写し 【介護医療院の場合】 介護医療院の開設許可証の写し 【特別養護老人ホームの場合】 特別養護老人ホームの設置認可証等の写し
6	従業員の勤務体制及び 勤務形態一覧表	標準様式 1	・ 標準様式 1「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の記載方法及び記載例に従い作成すること ・ 該当するサービス種別の様式を使用すること ・ 「シフト記号表（勤務時間帯）」のあるサービス種別については、併せて提出すること ・ <u>指定を受けようとする日の属する月の従業員の勤務体制等を記載すること</u>

			・指定を受けようとする日の属する月の計画について、4 週分（1 日から 28 日まで）を記載すること ・管理者及び従業者全員について、毎日の勤務時間数等を記載すること ・2 以上の職種を兼務する従業者については、それぞれの勤務時間を分けて記載すること ・通所介護など職種によって単位、ユニットごとに人員配置が必要な場合は、単位、ユニットごとの配置状況が確認できるよう記載すること （例）通所介護・指定相当通所型サービス ・提供単位が複数の場合は、事業所全体と単位ごとに作成すること（例：午前と午後の 2 単位の場合は、全体と午前、午後をそれぞれ作成） <看護職員> ・医療機関等と連携により確保する場合は、契約書等の写し及び資格証の写しを添付すること
7	サービス提供責任者の経歴書	参考様式	・自宅の住所、電話番号を記載すること ・複数の事業所等を兼務する場合は、「事業所又は施設名」欄を適宜拡張して兼務する事業所名を全て記載すること
8	訪問看護ステーション管理者の免許証の写し	看護師免許証の写し	看護師若しくは保健師の免許証の写し
9	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	標準様式 7	介護支援専門員番号、資格有効期限満了日を記載すること
		介護支援専門員証の写し	有効期限が切れていないか確認すること
		研修の修了証の写し	主任介護支援専門員の資格を有する場合に添付すること
10	平面図	標準様式 3	・標準様式によらず、建物の構造が記載されている建物建設時の図面等を用いることが可能 ・各室の用途及び面積、寸法等、設備基準の確認に必要な情報を記載すること ・当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等、使用関係を分かりやすく表示すること ・規格：A4 又は A3（A3 の場合は、折り畳んで A4 見開きとすること）

11	設備・備品等一覧表	標準様式 4	・「備品」は訪問入浴介護の場合のみ記載し、その他のサービスは「設備」のみ記載すること ・消防法に基づく消防用設備等検査済証を提出する場合は、「非常災害設備等」の欄に検査済証に記載されている設備を記載した上で、写真を添付すること
12	運営規程	自己作成	運営基準に基づき、具体的に分かりやすく作成すること
13	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	<記載事項> ・利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口や担当者の設置（担当者氏名や連絡先） ・円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順 ・苦情があった事業者に対する対応方針等 ・その他参考事項（従業者への周知方法等）
14	協力医療機関（歯科医療機関）との契約の内容	契約書等の写し	【訪問入浴介護・短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院】 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合に連絡を行う医療機関との契約等が確認できるものを添付すること ※介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院については、運営基準に定める要件を満たす協力医療機関を定めること なお、複数の協力医療機関により要件を満たすことでも可 <u>（令和 9 年 3 月 31 日まで経過措置）</u>
15	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業者の名称等	標準様式 2	【特定施設入居者生活介護】 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護においては、当該事業所の業務を委託する受託居宅サービス事業者について記載すること
16	福祉用具の保管及び消毒の方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）	（自ら実施する場合） ・保管及び消毒方法の実態を具体的に記載した書類 ・保管場所の図面及び写真	・実態を具体的に記載した書類 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書等 ・保管場所の図面及び写真 用途（既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具それぞれの保管場所）を記載した図面及び写真

		(委託する場合) ・ 契約書の写し ・ 業務規程等の写し	< 契約書で確認する事項 > ・ 委託等の範囲 ・ 委託等の業務の実施に当たり遵守すべき条件 < 規程等で確認する事項 > ・ 受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを、指定事業者が定期的に確認すること ・ 指定事業者が当該委託業務に関し受託者に対し文書による指示を行いうること ・ 指定事業者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において当該措置が講じられたことを確認すること ・ 受託者が実施した当該委託業務により利用者に健康又は財産上の損害を与えた場合における措置の方法及び損害の賠償等の責任の所在 ・ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項
17	誓約書	・ 標準様式 6 【居宅サービス・介護予防サービス・施設サービス】 ・ 標準様式 5 【総合事業】	該当するサービスに応じた様式を使用すること 該当するサービスごとに、以下に該当していないことを確認すること 【居宅サービス】 介護保険法第 70 条第 2 項各号 【介護老人福祉施設】 介護保険法第 86 条第 2 項各号 【介護老人保健施設】 介護保険法第 94 条第 3 項各号 【介護医療院】 介護保険法第 107 条第 3 項各号 【介護予防サービス】 介護保険法第 115 条の 2 第 2 項各号 【総合事業】 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 各号 ・ 旭川市指定相当第 1 号事業等の人員、設備及び運営並びに指定相当第 1 号事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する要綱第 4 条第 1 項各号 ※役員等（管理者を含む）も上記事項に該当していないか確認すること

18	資格を証明する書類	資格証等の写し	・当該事業所において従事する職種に必要な資格の資格証又は研修修了証等、当該資格を証明する書類の写しを添付すること ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表に記載した従業員の氏名順に揃えて添付すること ・<u>婚姻等により資格証と氏名が異なっている場合は、戸籍抄本等、氏名の変更が確認できる公的な証明書類を添付すること</u>
19	本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間	自己作成	<サテライト型のみ> ・必要に応じて作成 ・地図を用いて経路を示すこと
20	併設する施設の概要	自己作成	・併設する施設等がある場合は作成 ・併設施設等のパンフレットがある場合は添付
21	施設を併用する場合の利用契約	契約書の写し	施設を併用する場合は提出
22	建築基準法に基づく検査済証及び消防法に基づく消防用設備等検査済証等	建築基準法に基づく検査済証の写し	<新築の場合> 建築基準法適合・建築確認申請の検査済証の写し（工事完了検査後に交付）が申請までに必要
			<改修の場合> 建築基準法の手続（用途変更等）を確認し、手続が必要な場合は申請までに手続を完了した旨の確認済証の写しが必要
			申請までに所轄消防署の設備検査を完了した旨の検査済証の写しが必要
23	手数料に係る領収書	納額告知書兼領収証書の写し	・手数料は、旭川市が発行する納付書により指定金融機関で納付すること ・指定金融機関で手数料を納付後、領収印が押印された「納額告知書兼領収証書」の写しを添付すること ※納付書に記載されている納期限は、納付書発行日から20日以内とされているため、申請書受付期限と一致しない場合がある
24	業務管理体制・区分変更届	様式第1号	・全ての指定事業所が旭川市内にのみ所在する事業者が提出するもの ※詳細は35ページの「8 業務管理体制について」を参照

25	社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票	参考様式 14	対象となる事業は 21 ページ以降の「サービス別添付書類一覧」を参照すること
	社会保険（健康保険及び厚生年金保険）への加入が確認できる書類	該当書類の写し	下記のいずれかの写しを添付 ・ 保険料の領収証書 ・ 社会保険料納入証明書 ・ 社会保険料納入確認書 ・ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書 ・ 健康保険・厚生年金保険適用通知書
	労働保険（労災保険及び雇用保険）への加入が確認できる書類	該当書類の写し	下記のいずれかの写しを添付 ・ 労働保険概算・確定保険料申告書 ・ 納付書・領収証書 ・ 保険関係成立届

5 老人福祉法に基づく届出について

サービス種類によっては、老人福祉法の適用を受けることになるため、老人福祉法に基づく届出が必要となることがあります。届出対象事業及び様式は、下記のとおりです。

老人福祉法様式	サービス種類（介護保険法による事業名称（介護予防事業を含む））
老人居宅生活支援事業開始届（様式第1号）	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、指定相当訪問型サービス、指定相当通所型サービス
老人デイサービスセンター等設置届（様式第4号）	通所介護（単独型）、短期入所生活介護（単独型）、指定相当通所型サービス（単独型）
老人ホーム設置認可申請書（様式第8号）	介護老人福祉施設

※様式は、旭川市のホームページからダウンロードして使用してください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d053629.html>

ホーム＞ 事業者向け＞ 健康・福祉・子育て・学校＞ 高齢者・介護保険＞ 申請・届出＞ 地域密着型サービスについてのその他の様式・老人福祉法の届出様式

※指定申請書と同時に提出が必要です。申請書類の最後尾に添付して提出してください。

6 サービス別添付書類一覧

- ・「番号」は、サービスごとの付表別添（添付書類・チェックリスト）の番号です。
- ・「添付書類説明番号」は、「3 記載方法および留意点」及び「4 添付書類の説明」（13 ページ～20 ページ）の番号です。

（1）訪問介護、指定相当訪問型サービス

番号	添 付 書 類	様式又は参考様式	添付書類 説明番号
	指定申請書	別紙様式第一号（一） 別紙様式第三号（四）	1
	付表	付表第一号（一） 付表第三号（一）	2
	付表別添（添付書類・チェックリスト）	付表第一号（一） 付表第三号（一）	3
1	登記事項証明書又は条例等		4
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1	6
3	サービス提供責任者の経歴書	参考様式	7
4	平面図	標準様式 3	10
5	運営規程		12
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	13
7	誓約書	標準様式 6【訪問介護】 標準様式 5【第 1 号訪問事業】	17
①	資格を証明する書類		18
②	手数料に係る領収書の写し		23
③	業務管理体制・区分変更届	様式第 1 号	24
④	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（加入していることが確認できる書類を含む）	別紙様式	25

提出先 旭川市福祉安心部指導監査課

※ 老人福祉法に基づく届出は、様式第 1 号です。

※「3 サービス提供責任者の経歴」は、次の書類に代えることが可能です。

通知「指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて」（平成 20 年 7 月 29 日老振発第 0729002 号）

（1）介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」

（2）介護職員基礎研修課程修了者及び訪問介護に関する 1 級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

番号	添 付 書 類	様式又は参考様式	添付書類 説明番号
	指定申請書	別紙様式第一号（一）	1
	付表	付表第一号（二）	2
	付表別添（添付書類・チェックリスト）	付表第一号（二）	3
1	登記事項証明書又は条例等		4
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1	6
3	平面図	標準様式 3	10
4	設備・備品等一覧表	標準様式 4	11
5	運営規程		12
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	13
7	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容		14
8	誓約書	標準様式 6	17
①	資格を証明する書類		18
②	手数料に係る領収書の写し		23
③	業務管理体制・区分変更届	様式第 1 号	24
④	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（加入していることが確認できる書類を含む）	別紙様式	25

提出先 旭川市福祉安心部指導監査課

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

番号	添 付 書 類	様式又は参考様式	添付書類 説明番号
	指定申請書	別紙様式第一号（一）	1
	付表	付表第一号（三）	2
	付表別添（添付書類・チェックリスト）	付表第一号（三）	3
1	登記事項証明書又は条例等		4
2	病院、診療所の使用許可証等の写し		5
3	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1	6
4	訪問看護ステーション管理者の免許証の写し		8
5	平面図	標準様式 3	10
6	運営規程		12
7	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	13
8	誓約書	標準様式 6	17
①	資格を証明する書類		18
②	手数料に係る領収書の写し		23
③	業務管理体制・区分変更届	様式第 1 号	24
④	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（加入していることが確認できる書類を含む）	別紙様式	25

提出先 旭川市健幸保健部保健所医務薬務課

※「2 病院・診療所の使用許可証等の写し」は、病院・診療所において事業を行う場合に添付してください。この場合、「4 訪問看護ステーション管理者の免許証の写し」の添付は不要です。

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

番号	添 付 書 類	様式又は参考様式	添付書類 説明番号
	指定申請書	別紙様式第一号（一）	1
	付表	付表第一号（四）	2
	付表別添（添付書類・チェックリスト）	付表第一号（四）	3
1	登記事項証明書又は条例等		4
2	病院、診療所の使用許可証等の写し		5
3	平面図	標準様式 3	10
4	運営規程		12
5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	13
6	誓約書	標準様式 6	17
①	資格を証明する書類		18
②	手数料に係る領収書の写し		23
③	業務管理体制・区分変更届	様式第 1 号	24
④	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（加入していることが確認できる書類を含む）	別紙様式	25

提出先 旭川市健幸保健部保健所医務薬務課

※「2 病院・診療所の使用許可証等の写し」は、病院・診療所において事業を行う場合に添付してください。

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

番号	添 付 書 類	様式又は参考様式	添付書類 説明番号
	指定申請書	別紙様式第一号（一）	1
	付表	付表第一号（五）	2
	付表別添（添付書類・チェックリスト）	付表第一号（五）	3
1	登記事項証明書又は条例等		4
2	病院、診療所の使用許可証等の写し		5
3	薬局の開設許可証等の写し		
4	平面図	標準様式 3	10
5	運営規程		12
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	13
7	誓約書	標準様式 6	17
①	資格を証する書類		18
②	手数料に係る領収書の写し		23
③	業務管理体制・区分変更届	様式第 1 号	24
④	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（加入していることが確認できる書類を含む）	別紙様式	25

提出先 旭川市健幸保健部保健所医務薬務課

※「2 病院・診療所の使用許可証等の写し」は、病院・診療所において事業を行う場合に添付してください。

※「3 薬局の開設許可証の写し」は、薬局において事業を行う場合に添付してください。

(6) 通所介護、指定相当通所型サービス

番号	添 付 書 類	様式又は参考様式	添付書類 説明番号
	指定申請書	別紙様式第一号（一） 別紙様式第三号（四）	1
	付表	付表第一号（六） 付表第三号（二）	2
	付表別添（添付書類・チェックリスト）	付表第一号（六） 付表第三号（二）	3
1	登記事項証明書又は条例等		4
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1	6
3	平面図	標準様式 3	10
4	設備・備品等一覧表	標準様式 4	11
5	運営規程		12
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	13
7	誓約書	標準様式 6【通所介護】 標準様式 5【第1号通所事業】	17
①	資格を証明する書類		18
②	建築基準法に基づく検査済証及び消防法に基づく 消防用設備等検査済証等		22
③	手数料に係る領収書の写し		23
④	業務管理体制・区分変更届	様式第1号	24
⑤	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認 票（加入していることが確認できる書類を含む）	別紙様式	25

提出先 旭川市福祉安心部指導監査課

※ 老人福祉法に基づく届出は、様式第1号又は様式第4号です。

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

番号	添付書類	様式又は参考様式	添付書類 説明番号
	指定申請書	別紙様式第一号（一）	1
	付表	付表第一号（七）	2
	付表別添（添付書類・チェックリスト）	付表第一号（七）	3
1	登記事項証明書又は条例等		4
2	病院、診療所の使用許可証等の写し		5
3	介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写し		
4	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1	6
5	平面図	標準様式 3	10
6	設備・備品等一覧表	標準様式 4	11
7	運営規程		12
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	13
9	誓約書	標準様式 6	17
①	資格を証明する書類		18
②	建築基準法に基づく検査済証及び消防法に基づく消防用設備等検査済証等		22
③	手数料に係る領収書の写し		23
④	業務管理体制・区分変更届	様式第 1 号	24
⑤	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（加入していることが確認できる書類を含む）	別紙様式	25

提出先 旭川市健幸保健部保健所医務薬務課

※「2 病院・診療所の使用許可証等の写し」は、病院・診療所において事業を行う場合に添付してください。

※「3 介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写し」は、老人保健施設又は介護医療院において事業を行う場合に添付してください。

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

番号	添 付 書 類		様式又は参考様式	添付書類 説明番号
	指定申請書		別紙様式第一号（一）	1
	付表	単独型	付表第一号（八）	2
		空床利用型・併設事業型	付表第一号（九）	
		本体施設が特別養護老人ホーム 以外の場合の併設事業所型	付表第一号（十）	
	付表別添 （添付書類・チ ェックリスト）	単独型	付表第一号（五）	3
		空床利用型・併設事業型	付表第一号（九）	
		本体施設が特別養護老人ホーム 以外の場合の併設事業所型	付表第一号（十）	
1	登記事項証明書又は条例等			4
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		標準様式 1	6
3	平面図（本体施設を有するときは、当該施設の平面 図も含む）		標準様式 3	10
4	設備・備品等一覧表		標準様式 4	11
5	運営規程			12
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の 概要		標準様式 5	13
7	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容			14
8	誓約書		標準様式 6	17
①	資格を証明する書類			18
②	建築基準法に基づく検査済証及び消防法に基づく 消防用設備等検査済証等			22
③	手数料に係る領収書の写し			23
④	業務管理体制・区分変更届		様式第 1 号	24
⑤	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認 票（加入していることが確認できる書類を含む）		別紙様式	25

提出先 旭川市福祉安心部指導監査課

※ 老人福祉法に基づく届出は、様式第 1 号又は様式第 4 号です。

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

番号	添付書類	様式又は参考様式	添付書類 説明番号
	指定申請書	別紙様式第一号(一)	1
	付表	付表第一号(十一)	2
	付表別添(添付書類・チェックリスト)	付表第一号(十一)	3
1	登記事項証明書又は条例等		4
2	病院、診療所の使用許可証等の写し		5
3	介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写し		
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式1	6
5	平面図(本体施設を有するときは、当該施設の平面図も含む)	標準様式3	10
6	設備・備品等一覧表	標準様式4	11
7	運営規程		12
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式5	13
9	誓約書	標準様式6	17
①	資格を証明する書類		18
②	建築基準法に基づく検査済証及び消防法に基づく消防用設備等検査済証等		22
③	手数料に係る領収書の写し		23
④	業務管理体制・区分変更届	様式第1号	24
⑤	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票(加入していることが確認できる書類を含む)	別紙様式	25

提出先 旭川市健康保健部保健所医務薬務課

※「2 病院・診療所の使用許可証等の写し」は、病院・診療所において事業を行う場合に添付してください。

※「3 介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写し」は、老人保健施設又は介護医療院において事業を行う場合に添付してください。

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

番号	添付書類	様式又は参考様式	添付書類 説明番号
	指定申請書	別紙様式第一号（一）	1
	付表	付表第一号（十二）	2
	付表別添（添付書類・チェックリスト）	付表第一号（十二）	3
1	登記事項証明書又は条例等		4
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1	6
3	平面図	標準様式 3	10
4	設備・備品等一覧表	標準様式 4	11
5	運営規程		12
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	13
7	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容		14
8	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業者の名称等	標準様式 2	15
9	誓約書	標準様式 6	17
10	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	標準様式 7	9
①	資格を証明する書類		18
②	建築基準法に基づく検査済証及び消防法に基づく消防用設備等検査済証等		22
③	手数料に係る領収書の写し		23
④	業務管理体制・区分変更届	様式第 1 号	24
⑤	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（加入していることが確認できる書類を含む）		25

提出先 旭川市福祉安心部指導監査課

※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けるには、あらかじめ旭川市の整備計画に基づき、指定候補者に選定される必要があります。

詳細は、長寿社会課地域包括ケア推進係（電話 0166-25-9797）へお問合せください。

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

番号	添付書類	様式又は参考様式	添付書類 説明番号
	指定申請書	別紙様式第一号（一）	1
	付表	付表第一号（十三）	2
	付表別添（添付書類・チェックリスト）	付表第一号（十三）	3
1	登記事項証明書又は条例等		4
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1	6
3	平面図	標準様式 3	10
4	設備・備品等一覧表	標準様式 4	11
5	運営規程		12
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	13
7	福祉用具の保管及び消毒の方法（他に委託する場合はその状況）		16
8	誓約書	標準様式 6	17
①	資格を証明する書類		18
②	手数料に係る領収書の写し		23
③	業務管理体制・区分変更届	様式第 1 号	24
④	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（加入していることが確認できる書類を含む）		25

提出先 旭川市福祉安心部指導監査課

(12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

番号	添付書類	様式又は参考様式	添付書類 説明番号
	指定申請書	別紙様式第一号（一）	1
	付表	付表第一号（十四）	2
	付表別添（添付書類・チェックリスト）	付表第一号（十四）	3
1	登記事項証明書又は条例等		4
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1	6
3	平面図	標準様式 3	10
4	設備・備品等一覧表	標準様式 4	11
5	運営規程		12
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	13
7	誓約書	標準様式 6	17
①	資格を証明する書類		18
②	手数料に係る領収書の写し		23
③	業務管理体制・区分変更届	様式第 1 号	24
④	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（加入していることが確認できる書類を含む）		25

提出先 旭川市福祉安心部指導監査課

(13) 介護老人福祉施設

番号	添 付 書 類	様式又は参考様式	添付書類 説明番号
	指定申請書	別紙様式第一号（一）	1
	付表	付表第一号（十五）	2
	付表別添（添付書類・チェックリスト）	付表第一号（十五）	3
1	登記事項証明書又は条例等		4
2	特別養護老人ホームの設置認可証等の写し		5
3	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1	6
4	平面図（本体施設を有するときは、当該施設の平面図も含む）	標準様式 3	10
5	設備・備品等一覧表	標準様式 4	11
6	併設する施設の概要		20
7	施設を共用する場合の利用計画		21
8	運営規程		12
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	13
10	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容		14
11	誓約書	標準様式 6	17
12	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	標準様式 7	9
①	資格を証明する書類		18
②	建築基準法に基づく検査済証及び消防法に基づく消防用設備等検査済証等		22
③	手数料に係る領収書の写し		23
④	本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間（サテライト型のみ必要）		19
⑤	併設する施設等の概要（サテライト型）		20
⑥	施設を共用する場合の利用契約（サテライト型）		21
⑦	業務管理体制・区分変更届	様式第 1 号	24
⑧	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（加入していることが確認できる書類を含む）		25

提出先 旭川市福祉安心部指導監査課

※ 特別養護老人ホームの設置認可証について

介護保険法に基づく介護老人福祉施設の指定を受けようとするときは、あらかじめ老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設置認可を受ける必要があります。

老人ホーム設置認可申請書（様式第 8 号）に老人福祉法施行規則第 3 条第 2 項に掲げる書類を添えて指導監査課に提出してください。

審査後、設置が適切と認められた場合に設置許可証を交付します。

7 加算について

指定申請時に、介護給付費に係る体制等に関する届出を提出する必要があります。

所定の要件を満たしていることを届け出ることにより、指定日から算定可能な加算もあります。

届出が必要な加算につきましては、サービス種別ごとの「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を御確認ください。

申請書類等の様式は、旭川市のホームページに掲載しています。

◎介護サービス事業者

ホーム＞ 事業者向け＞ 健康・福祉・子育て・学校＞ 高齢者・介護保険＞ 申請・届出＞ 加算等の体制届（居宅サービス・施設サービス）

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d079109.html>

◎医療系サービス事業者

ホーム＞ 事業者向け＞ 健康・福祉・子育て・学校＞ 高齢者・介護保険＞ 申請・届出＞ 加算等の体制届等の様式について（保健所医務薬務課所管分）

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d079320.html>



8 業務管理体制について

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係する行政機関に届け出る必要があります（該当する事業者は新規申請時に届け出る必要があります。）。

（１）事業者（法人）が整備する業務管理体制

（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39）

事業所の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
業務管理体制 整備の内容	法令遵守責任者の専任 （法令を遵守するための体制確保に係わる責任者）	法令遵守責任者の専任 （法令を遵守するための体制確保に係わる責任者）	法令遵守責任者の専任 （法令を遵守するための体制確保に係わる責任者）
		法令遵守規程の整備 （業務が法令に適合することを確保するための規程）	法令遵守規程の整備 （業務が法令に適合することを確保するための規程）
			業務執行の状況の監査を定期的実施

（２）事業所等の数え方について

- ① 介護予防サービスの指定を受けている場合は、その分も1箇所として数えます。
- ② みなし事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は除きます。

（３）法令遵守責任者について

- ① 法令を遵守するための体制の確保に係わる責任者
- ② 法令遵守責任者については、何らかの資格を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び同法に基づく命令の内容に精通した者を選任することを想定しています。
- ③ 法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。
- ④ 代表者自身が法令遵守責任者となることも可能です。

（４）法令遵守規程について

法令遵守規程には、事業者の従業員に介護保険法及び同法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、介護保険法及び同法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

（５）業務執行の状況の監査について

① 事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が介護保険法及び同法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

② なお、この監査は事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。

また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年１回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望めます。

（６）届出書に記載する事項（届け出なければならない事項）

（介護保険法施行規則第 140 条の 40）

項目	届出事項	対象となる介護サービス事業者
①	事業者の ・ 名称又は氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
②	「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
③	「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が 20 以上の事業者
④	「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が 100 以上の事業者

(7) 業務管理体制に関する届出書の提出先

(介護保険法第 115 条の 32)

区分	届出先
指定事業者が 3 以上の地方厚生局の区域に事業所等が所在する事業者	厚生労働大臣
指定事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事 【提出先が北海道知事の場合】 保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課
全ての指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
指定事業所が旭川市内（同一中核市内）にのみ所在する事業者	旭川市長（中核市）
上記のいずれにも該当しない事業者	都道府県知事 【提出先が北海道知事の場合は以下のとおり】 1 事業者の主たる事務所の所在地を所管する総合振興局（振興局） →保健環境部社会福祉課 2 全ての事業所等の所在地が北海道内であって、事業者の主たる事務所の所在地が札幌市又は道外の場合 →保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

(8) 届出が必要になる場合、届出様式及び届出の期限

(介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 40)

届出が必要になる場合		届出様式	期限
1	業務管理体制の整備に関して届け出る場合（最初の届出）	業務管理体制・区分変更届出書（様式第 1 号）	指定申請の際に提出
2	事業所等の新規指定・廃止等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合 【注意】 <u>この変更に係る届出先は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関、双方に届出が必要になります。</u>	業務管理体制・区分変更届出書（様式第 1 号）	変更後速やかに提出
3	届出事項に変更があった場合 ※「事業所一覧表」に今回指定申請を行う事業所を追加して提出 ※次の場合は変更の届出は不要です。 ・事業所数に変更が生じてても整備する業務管理体制が変更されない場合 ・法令遵守規程の軽微な変更の場合	業務管理体制変更届出書（様式第 2 号）	変更後速やかに提出

※ 様式及び記載例については、旭川市のホームページに掲載しています。

ホーム＞ 事業者向け＞ 健康・福祉・子育て・学校＞ 高齢者・介護保険＞ 申請・届出＞ 介護サービス事業者向けトップページ＞ 5-4 業務管理体制

9 生活保護法の指定介護機関の指定について

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項の規定により、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。

生活保護法の指定介護機関としての**指定が不要な場合**(※)には、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、申出書について必要事項を記載の上、旭川市福祉安心部生活支援課へ提出してください。

※ 申出書については、旭川市のホームページに掲載しています。

ホーム＞ 事業者向け＞ 健康・福祉・子育て・学校＞ 高齢者・介護保険＞ 申請・届出＞ 介護サービス事業者向けトップページ＞ 3 新規指定及び指定更新＞ 3-1 新規指定及び指定更新について＞ 生活保護法によるみなし指定について

※ 生活保護法の指定を不要とした場合は、生活保護を受けている方に対する介護サービスを提供しても生活保護法に基づく介護扶助の給付を受けることができません。

10 関係法令

※ 指定申請に当たり、特に重要と判断される関係法令等を掲載します。

事業運営に当たっては、こちらに記載のない関係法令等についても御確認の上、遵守されますようお願いします。

(1) 基本法令

- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ・介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）
- ・介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令 36 号）

(2) 事業者関係

- ・旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年旭川市条例第 29 号）
- ・旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 25 年旭川市条例第 32 号）
- ・旭川市指定相当第 1 号事業等の人員、設備及び運営並びに指定相当第 1 号事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）
- ・厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）
- ・厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号）
- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年老企第 22 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

(3) 保険給付・介護報酬関係

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）
- ・指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）
- ・旭川市指定相当第 1 号事業等の人員、設備及び運営並びに指定相当第 1 号事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 36 号）
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 40 号）
- ・「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項

について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 18 年老計発 0317001 老振発 0317001 老老発 0317001 老健局計画・振興・老人保健課長連盟通知）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成 12 年老企第 41 号）



【参考書類 1 申出書】

申 出 書

生活保護法第 5 4 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、生活保護法第 5 4 条の 2 第 2 項に係る指定介護機関として指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称

所在地

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

(1) 開設者の氏名及び住所

※ 開設者が法人の場合には、法人名・代表者名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

氏名

住所

(2) 管理者の氏名及び住所

氏名

住所

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類

年 月 日

旭 川 市 長

申出者（開設者）

住所

氏名

【参考書類2 新規指定申請意思確認書】

新規指定申請意思確認書

介護保険法に基づく新規指定申請を行いますので、納付書の発行をお願いいたします。
なお、指定申請を行うに際して、旭川市手数料条例に基づき、旭川市の指定する期日までに指定手数料を納付いたします。

法人名		
代表者の職名・氏名	職名：	氏名：
①法人所在地	(〒 ー)	

指定希望日	令和 年 月 日 (指定希望日は毎月 1 日を基本としています。)	
事業所名		
②事業所所在地	(〒 ー)	
サービス種別	(1)	(2)
	(介護予防サービス、指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービスを同時申請する場合は(2)に記入してください。)	

担当者氏名			
連絡先	TEL :		FAX :
納付書送付先 (チェックをつける)	☐ ①の法人所在地宛てを希望する ☐ ②の事業所所在地宛てを希望する ☐ 上記以外の住所宛てを希望する（選択した場合、希望する住所を以下に記入） ・ 住所： _____ _____ ・ 宛名： _____		

- 注1 新規指定申請意思確認書は、申請を予定している事業所、サービス種別ごとに1枚作成してください。ただし、1事業所で居宅サービスや地域密着型サービスと同種の介護予防サービス、指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービスを同時に申請する場合は、1枚にまとめてください。
- 注2 発行された納付書は、当該新規指定申請意思確認書により申請意思を確認した事業の手数料を納付するためのものです。他の事業の指定申請の支払いには使用できません。
- 注3 予定していた指定申請を取りやめる又は指定希望日を変更する場合は、速やかに次の担当まで御連絡をお願いします。

【問合せ先】

旭川市 福祉安心部 指導監査課 (介護担当)

TEL 0166-25-9849

FAX 0166-26-7733

E-mail shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp